

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K13-19
- 2 案件名 市・県民税課税証明書コンビニ等交付サービスシステム連携
にかかると保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）1月1日から令和7年（2025年）9月30
日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社 日立システムズ
- 6 指定理由 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
本委託業務は、現在、本課業務において運用中の市・県民税賦課シ
ステム（以下「システム」という。）からコンビニ交付システムへ課税証明
書発行にかかるデータを連携する環境を保守する業務である。当該シ
ステムの作業は、著作権の関係上、システムの販売者・製造元である日立
システムズしかできないものであるため、同事業者と特名随意契約を行
う。
7. 問合わせ先 課名：市民税課 内線：2443

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K4-191
- 2 案件名 ガバメントクラウド接続回線に係る庁内ネットワーク設定業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和7年（2025年）1月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該契約で作業を行う庁内ネットワークの機器については、上記契約相手方が保守運用をおこなっているため、他の事業者による作業ができません。
以上の理由により、本件においても上記契約相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4703

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9 2
- 2 案件名 市民税賦課収納システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和7年9月30日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社

- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

市民税賦課収納システムは平成29年1月1日から令和5年12月31日までは賃貸借及び保守契約を、令和6年1月から令和6年12月までは保守委託契約を締結しております。当該契約は現行契約満了後も当該システムを引き続き利用するための保守委託になります。

市民税賦課収納システムは、日立システムズ製のパッケージ「ADWORLD」を利用していますが、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、当該作業は上記契約相手方しか実施できません。

以上の理由により、上記相手方と特名随意契約を締結します。

- 7 問合わせ先
課名： 総務部情報政策課 内線： 4704

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－4
- 2 案件名 宝塚市MCA防災行政無線システム端末更新業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和7年（2025年）契約日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜2－2－8
社名： 西菱電機株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、災害時に避難情報等を放送するため確実な作動が求められる宝塚市MCA防災行政無線に関わる操作端末更新業務である。MCA防災行政無線は、通信情報、監視、遠隔制御コマンド、制御手順等について、メーカーがそれぞれに開発しているため、異なる事業者が対応（システム連携確認等）することが出来ない。
以上の理由から、本市が導入しているシステムを構築した上記業者を指定して契約する。
- 7 問合わせ先
課名：総合防災課 内線：4811

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 F4-3
- 2 案件名 荒神川・都市基盤河川改修事業 護岸詳細修正設計業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 川面1丁目外 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～
令和 7年（2025年） 1月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区御幸通5丁目2番15号
社名： 川崎地質株式会社 神戸支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和6年度に発注した河川改修工事において、工事着手後に排水ポンプによる水替え後、試掘により既設護岸の基礎形状等を確認したところ、当初設計で想定している形状と異なっていることが判明した。

そのため、根継コンクリートにおいて当初設計の形状で施工をすることが困難なため、形状の再検討を行うとともに、形状変更に伴い計画どおりの流量が流せるか再計算する必要が生じた。

工事着手後に既設河床コンクリートや根固めブロックを撤去しており、早期に工事を竣工する必要があるため、緊急で修正設計を実施する必要があることから、当該区間の詳細設計業務を実施し、業務に精通している契約相手方と特名随意契約を行うものである。

7. 問合わせ先

課名：公園河川課

内線：2297

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委-7
- 2 案件名 中国残留邦人等支援給付システムパソコン更新対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 から
令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方 住所： 秋田市南通築地15-32
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当
(指定理由)
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先
課名： 生活援護課 内線：2597

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委R6-12
- 2 案件名 健康管理システム標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年(2026年)1月30日

5 契約相手方

住所： 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号

社名： 株式会社両備システムズ

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和3年(2021年)5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)末までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとなった。

令和5年度に本市が実施したRFIにおいて標準化対象業務に関するRFPへの参加可否を確認したところ、現行システム事業者以外からの参加表明が得られない現状にあるため、事業者の切替は非常に困難である。

これらを踏まえ、現行システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

7 問合わせ先

課名： 健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－14
- 2 案件名 児童手当管理システム Edge 対応に伴う改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年(2025年)2月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島2-4-27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、当該システムの利用環境変更に伴う改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2646

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－15
- 2 案件名 児童扶養手当管理システム Edge 対応に伴う改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年(2025年)2月28日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島2-4-27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童扶養手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、当該システムの利用環境変更に伴う改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2646

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保委－139
- 2 案件名 宝塚市子ども子育て支援システム標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年(2025年)11月30日
- 5 契約相手方
住所：東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
社名：株式会社アイネス 営業本部

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和3年(2021年)5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)末までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとなった。

令和5年度に本市が実施したRFIにおいて標準化対象業務に関するRFPへの参加可否を確認したところ、現行システム事業者以外からの参加表明が得られない現状にあるため、事業者の切替は非常に困難である。

これらを踏まえ、現行システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

7 問合わせ先

課名：保育事業課 内線：2643

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業
- 2 案件場所 宝塚市 小林5丁目外 地内
- 3 契約期間 令和6年(2024年)12月下旬～令和23年(2041年)3月31日
*設計・施工期間
事業契約締結日～令和8年(2026年)3月31日
*維持管理期間
令和8年(2026年)4月1日～令和23年(2041年)3月31日
- 4 契約相手方 住所：兵庫県神戸市灘区都通2丁目1-12
社名：テラマエ設備工業株式会社 神戸営業所

住所：兵庫県姫路市安田4丁目100
社名：株式会社 二神建築事務所

住所：兵庫県宝塚市川面2丁目1-31
社名：株式会社 川南ファシリティズ

5 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件は市立小中学校の屋内運動場及びスポーツセンター武道館に空調設備等及び非常用発電設備(スポーツセンター武道館除く)を整備し、整備後の維持管理を行う事業で、教育環境の整備を図ることを目的としたものである。

事業方式には、民間事業者の技術やノウハウを活かし、早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点からDBO方式を採用し、それを担う事業者は、公募型プロポーザル方式で選定を行った。

令和6年(2024年)10月3日開催のプロポーザル審査会にて上記事業者を優先交渉権者に選定し、その後の交渉において合意に至ったため、随意契約の相手方とするものである。

6 問合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－11
- 2 案件名 旧山田家住宅電気配線現況調査等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市南口2丁目12-37
- 4 契約期間 契約締結日 ～
令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 兵庫県加古川市平岡町新在家 1127-7
社名： 尾瀬耕司・くみ建築事務所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
国登録有形文化財であることを留意し、文化財建造物の調査実績を有し、文化財建造物の保全に精通する者が調査及び改修案作成を担当することが望ましいことから、当該実績を持つ当該業者と随意契約を締結する。
7. 問合わせ先
課名：社会教育課 内線：2221

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委-15
- 2 案件名 市立中央図書館、ベガ・ホール 低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB)
廃棄物収集運搬及び処分業務委託
- 3 案件場所 宝塚市清荒神1丁目 地内
- 4 履行期間 契約日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所 香川県綾歌郡綾川町山田下2994番地1
社名 株式会社 富士クリーン

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件は先だって一般競争入札に付されるも応札者がなく不調となった。

再度公告入札に付しては、本市が求める期限までに履行を果たすことが極めて困難であるため、これまでに本市が発注した類似業務の履行実績を有する上記業者に本件の受注を打診したところ、熟慮された上、対応可能であるとの返答を得た。

先の一般競争入札の経緯及び履行期限までの時間的制約に鑑み、同事業者を随意契約の相手方とする。

7 問い合わせ先

課名：中央図書館 電話 84-6121